訪問介護

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 令和5年8月

1 . 基準及び介護給付費の取扱いに関する留意点について

(1)人員に関する基準

訪問介護員等の員数【居宅基準5条第1項】

事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5 人以上とする。

訪問介護員等の資格等要件

訪問介護員は、介護福祉士又は次の研修課程を修了した者

- ・介護職員初任者研修課程
- ·介護福祉士実務者研修課程
- ·(旧)介護職員基礎研修課程
- ・(旧)訪問介護員養成研修1級、2級課程
- ・生活援助従事者研修課程(生活援助中心型サービスのみに従事)
- ・看護師・准看護師資格を有する者

(留意点)

- 常勤の勤務時間数に満たない訪問介護員については、他事業所の業務に従事は可能 (他の法令等により従事できない場合を除く)。ただし、この場合は、勤務時間を他事 業所とは明確に区分すること。
- 常勤の訪問介護員であっても、次の場合には例外として、利用者に対する指定訪問介 護の提供に支障がない限りにおいて、他事業所との兼務が可能。この場合における訪問 介護員としての人員基準上の勤務時間の算定については、それぞれ区分する。
 - ア.指定訪問介護事業所の指定訪問介護と一体として行う場合における、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(以下「居宅介護等」という。)の事業所との兼務できる。

訪問介護と居宅介護等の勤務時間を通算する。(例外的な扱い)

「指定訪問介護と一体として行う場合」とは、障害者総合支援法に基づく居宅 介護等の各事業所の指定を、指定訪問介護事業所の人員基準を満たしていること をもって指定を受けた上で、現実に一体的に事業を行っている場合をいう。

イ.同一敷地内に所在する、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指状 夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型サービス)との兼務

サービス提供責任者【居宅基準5条第2項】

常勤の訪問介護員等であって専ら訪問介護等の職務に従事するもののうち事業の規模に 応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数に ついては、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

サービス提供責任者の資格等要件

- サービス提供責任者は、次のいずれかに該当しなければならない。
 - ・介護福祉士
 - ・介護保険法施行規則第22条の23第1項(平成25年3月に改正される前のもの。以下同じ。)に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者
 - ·介護福祉士実務者研修課程修了者

(留意点)

に切り上げた数)以上

- ○サービス提供責任者は専従でなければならないため、下記の場合を除き、他事業所との兼務は不可。(例外として、下記の場合については、兼務する各事業所において、それぞれの常勤要件を満たすものとして取り扱うことができる。)
 - (ア) 指定訪問介護事業所の指定訪問介護と一体として行う場合における、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(以下「居宅介護等」という。)の事業所との兼務(地域生活支援事業である移動支援を行っていても構わない。)
 - (イ)同一敷地内に所在する、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指状 夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型サービス)との兼務
- ○管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。
- ○利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ご との実利用者の数を合算し、3で除した数とする。なお、新規事業者又は再開した事業所 については、適切な方法により利用者の数を推定する。
- ○通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数について は、0.1 として計算すること。
- ○利用者の数が 40 人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を 40 で除して得られた数(小数第1位に切り上げ た数)以上とする。
- 〇上記に基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置すること。
- ア.利用者の数が40人を超え、200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1人を減じて 得られる数以上
- イ.利用者の数が 200 人を超える事業所 勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の 3 分の 2 (1 の位

○利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱 は次のとおり。なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所において定め られている勤務時間が、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達し ている者でなければならない。

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	人員に関する基準に基づき置 かなければならない常勤の サービス提 供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所 で必要となる常勤のサービス提 供責任者
4 0 人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
2 4 0 人超 2 8 0 人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
3 2 0 人超 3 6 0 人以下	9	6

管理者【居宅基準6条】

事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。なお、管理者は訪問介護員等である必要はない。

- ア. 当該事業所の訪問介護員等として職務に従事する場合
- イ.同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障が ないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職 務に従事する場合

(留意点)

○兼務の場合、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

(2)介護給付費の取扱い

< 主な留意事項 >

○サービス種類相互の算定関係

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入所者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は算定しないものとする。また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護(生活援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。

○同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱い

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

○訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

○1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に生活援助の単位数を加算する方式となるが、1回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。なお、20分未満の身体介護に引き続き

生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行うことはできない (緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。)。

○訪問介護の所要時間

- ア.訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。
- イ.訪問介護の報酬については、 により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものである。訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。
- ウ. 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせるものとする。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態(例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は 45 分、実績は 20 分の場合)が1カ月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。
- エ. 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。)。 ただし、(5) の規定に該当する場合は、前記の規定に関わらず、20 分未満の身体介護中心型について、前回提供した指定訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとする。
- オ. 所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない指定訪問介護(生活援助中心型の所要時間が 20 分未満の場合)については、訪問介護費の算定対象とならないが、こうした所定時間数未満の訪問介護であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定できる。例えば、午前に訪問介護員等が診察券を窓口に提出し(所要時間20 分未満)、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く(所要時間20 分未満)とした場合には、それぞれの所要時間は20 分未満であるため、それぞれを生活援助(所要

時間 20 分以上 45 分未満)として算定できないが、一連のサービス行為(通院介助)とみなして所要時間を合計し、1回の訪問介護(身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合)として算定できる。

- カ. 訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、オの規定にかかわらず、訪問介護費は算定できないものとする。
- キ.1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の 訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごと に複数回の訪問介護として算定することはできない。

○通院等乗降解除の算定

- ア.指定訪問介護事業者が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、「身体 介護中心型」の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち 運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費(運賃)は、引き続き、評価しない。
- イ.「通院等乗降介助」の単位を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定 する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。
- ウ.複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。
- エ.利用目的について「通院等のため」とは「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。
- オ・サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。
- カ.「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは は降車後の屋内 外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手 続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によ

って細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地(病院等)に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等 乗降介助」に含まれるものであり、別に「身体介護中心型」として算定できない。

○「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の区分

要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

(例)(乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

2.新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時 的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取り扱いについて、令和5年5月1日付け厚生労働省老健局事務連絡により、臨時取扱いの終了や継続となっているものがあります。

Q-1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月1日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2の2(4) において、「訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。」とあるが、新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間隔がおおむね2時間未満となる場合、それぞれの所要時間を合算せず、報酬を算定する取扱いが可能か。

(厚生労働省事務連絡 第11報 問1)

A - 1 可能である。

令和5年5月8日以降終了

一なお、 別紙 1 の 2 により、通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への 訪問によるサービス提供を行うことを可能としているが、当該訪問によるサービス からおおむね 2 時間未満の間隔で指定訪問介護、又は当該訪問によるサービスが行 われた場合であっても、それぞれのサービスについて報酬を算定する。 Q - 2 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が 20 分未満となった場合に、報酬を算定してよいか。

(厚生労働省事務連絡 第4報 問5)

令和5年5月8日以降終了

- A 2 訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、生活援助のサービス提供が 20 分未満となった場合であっても、生活援助中心型 20 分以上 45 分未満の報酬を算定することとして差し支えない。
- Q 3 訪問介護の生活援助の所要時間の取扱いは、利用者や訪問介護員等への感染リスクを下げるため、生活援助を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が短時間(20分未満)となった場合でも、介護報酬の算定を可能とする旨が示されているが、訪問介護の身体介護の所要時間についても、利用者や訪問介護員等への感染リスクを下げるため、入浴の介助を清拭で行うなど、身体介護を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が訪問介護計画に位置づけられた標準的な時間を下回った場合でも、標準的な時間で報酬を算定することとして差し支えないか。

(厚生労働省事務連絡 第11報 問2)

令和5年5月8日以降終了

A - 3 差し支えない。

一なお、実際のサービス提供時間が、訪問介護計画において位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、通常、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせるものとされているが、サービス提供が短時間となっている理由が、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるもので、事前に利用者に説明し、請求前に同意が得られ(同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、介護支援専門員経由で取得することも可)た場合、訪問介護計画の見直しを要しない。(訪

問介護の生活援助も同様)

一方で、サービス提供時間が訪問介護計画に位置づけられた標準的な時間よりも 長くなった場合(例:外出介助で買い物に店に行ったが、混雑により時間を要する場合等)については、実際にサービス提供を行った時間に応じた単位数の算定が可能である。ただし、この場合、当該サービス提供時間の変更について、事前に利用者に説明し、請求前に同意が得られ(同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、介護支援専門員経由で取得することも可)かつ介護支援専門員が必要と認めるときには、可能である。なお、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、保険者からの求めに応じて、必要な変更を行うこと。

Q - 4 通所介護等の利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対する訪問介護 の提供増加や職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出 来ない場合、基準違反となるのか。

(厚生労働省事務連絡 第4報 問7)

利用者や従事者(同居する家族を含む)に新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

A - 4 基本的には、介護支援専門員が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問介護事業所からサービス提供されることが望ましいが、【第1報】 別添1(7)で示しているとおり、指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、柔軟な対応をして差し支えないものであり、その際、訪問介護員の資格のない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事することとして差し支えない。

Q - 5 「通所介護等の利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対する訪問介護の提供増加や職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合」には、「訪問介護員の資格のない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事することとして差し支えない」としているところであるが、この場合に限定されるのか。

(厚生労働省事務連絡 第10報 問3)

令和5年5月8日以降終了

- A 5 問の場合に限らず、個別の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症の影響により 時的に訪問介護員の資格を持った人を確保出来ないと判断できる場合であれば、 幅広く認められる。
- Q 6 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。

(厚生労働省事務連絡 第9報 問4)

令和5年5月8日以降終了

A - 6 可能である。

「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書 による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該 要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。」 としている。これには、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合につい て、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応すること も含まれるものである。 Q - 7 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「留意事項通知」という。)第二の2(4)において、「訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。 訪問介護の報酬については、により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものである。」とされているが、20 分以上 45 分末満の生活援助について、外出自粛要請等の影響により、例えば週末前の買い物において混雑により時間を要し、実際の生活援助の時間が 45 分を大きく超えた場合、45 分以上の単位数の算定は可能か。

(厚生労働省事務連絡 第6報 問3)

令和5年5月8日以降終了

- A 7 外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して 45 分を大きく超えた場合には、45 分以上の単位数を算定する旨を利用者に説明し、請求前に同意が得られ(同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、介護支援専門員経由で取得することも可)、かつ介護支援専門員が必要と認めるとさには、可能である。なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、保険者からの求めに応じて、必要な変更を行うこと。
- Q-8 一定の要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定するとされているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師(訪問介護員等ではない者を含む。以下、看護師等という。)の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することは可能か。

(厚生労働省事務連絡 第13報 問6)

利用者や従事者(同居する家族を含む)に新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

A-8可能である。

なお、この場合、訪問介護事業所が介護報酬(訪問介護費)を算定することになるが、看護師等に係る人件費や交通費については、訪問介護事業所が当該報酬を活用して支払うことが可能である。また、当該人件費や交通費の額については事業所と看護師等の相互の合議に委ねられる。